

ゼロカーボンシティかほく推進パートナー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、脱炭素化社会の実現に向けた取り組みを進める市内企業等をゼロカーボンシティかほく推進パートナー（以下「パートナー」という。）として登録し、市とパートナーとの連携を深めるとともに、パートナー間の連携を促進することで、ゼロカーボンシティの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内企業等 かほく市内に活動拠点を有する企業、団体等をいう。
- (2) ゼロカーボンシティ 2050年に区域内の二酸化炭素実質排出量をゼロにすることを目指す地方公共団体をいう。

(登録要件)

第3条 パートナーの登録要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 市内企業等であること
 - (2) ゼロカーボンシティの実現につながる取り組みを実施していること又は登録申請から1年以内に実施する予定であること
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する市内企業等は登録の対象外とする。
- (1) かほく市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にあるもの
 - (2) 公序良俗に反する活動を行うもの
 - (3) 過去3年以内に、重大な法令違反をしたもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、パートナーとして適当でないと市長が認めるもの

(登録の申請等)

第4条 パートナーの登録を希望する市内企業等は、市が別途定める期限内に、次の各号のいずれかの方法で申請するものとする。

- (1) かほく市電子申請サービスによる申請
 - (2) ゼロカーボンシティかほく推進パートナー登録（変更）申請書（様式第1号）の提出
- 2 市長は、前項の規定により申請を受けた場合において、申請の内容の審査を行い、パートナーとして登録するときは、申請者にゼロカーボンシティかほく推進パートナー登録証を交付する。

(パートナーの責務)

第5条 パートナーは、ゼロカーボンシティの実現につながる取り組みを自ら実施するとともに、市や他のパートナーの取り組みについて協力するよう努めるものとする。

2 パートナーは、取り組みの状況について、市が別途定める期限内に、次の各号のいずれかの方法で報告するものとする。

(1) かほく市電子申請サービスによる申請

(2) ゼロカーボンシティかほく推進パートナー取り組み報告書(様式第2号)の提出

(登録内容の変更)

第6条 パートナーは、登録内容に変更が生じたときは、第4条第1項の規定に従い変更を申請するものとする。

(登録の取消)

第7条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) パートナーが登録の取り消しを求めるとき

(2) 虚偽の申請により、登録を受けたことが判明したとき

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき

(4) 解散等の理由により、活動の実施が困難になったとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと市長が認めたとき

2 パートナーは、前項の規定により登録の取り消しを求める場合は、次の各号のいずれかの方法で申請するものとする。

(1) かほく市電子申請サービスによる申請

(2) ゼロカーボンシティかほく推進パートナー登録取消申請書(様式第3号。以下「取消申請書」という。)の提出

3 市長は、前項の規定により、取消申請書の提出があった場合は、その登録の取り消しを決定し、ゼロカーボンシティかほく推進パートナー登録取消決定通知書(様式第4号)により当該市内企業等に通知するものとする。

4 前項の規定により、パートナーの登録を取り消された市内企業等は、登録証を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、パートナー制度に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月4日から施行する。